

介護保険料の減額について

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困きゅうしている方へ介護保険料を減額する制度があります。

◆ 対象となる方


次の①又は②の項目に該当する方

- ① 生計維持者が感染症の影響により死亡又は重篤な傷病を負った方(事業等の廃止や失業含む)
- ② 生計維持者が感染症の影響により事業収入等の減少額が前年より30%以上減少された方(※)

※事業収入等とは、事業収入・不動産収入・山林収入又は給与収入のことで、減少することが見込まれる事業収入等以外の前年所得が400万円以下であることが条件となります。

◆ 減額内容

上記①に該当の方は、対象保険料が全額免除となり、②の方は下記の計算式により算出される額となります。 **減免額 = 表1 (A×B/C) × 表2 (d)**

× 

対象保険料額 = A × B / C
A : 当該第一号被保険者の保険料額
B : 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C : 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (d)
200万円以下であるとき	全部
200万円を超えるとき	10分の8

(注) 事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除すること。

◆ 手続きの方法

申請される場合は次のものをお持ちのうえ、役場高齢介護課へお越しください。

- ① 診断書や保健所措置通知
- ② 減少した収入金額の確認できる書類 (前年および当該年<月>の売上帳や給与明細書等)
- ③ 認印

◆ 適用

対象保険料は令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期のものに適用

◆ 減免例

主たる生計維持者の事業収入等が前年より30%以上減少が見込まれる場合

※例：夫婦のみ世帯で夫が主たる生計維持者 (前年の合計所得金額400万円)、妻 (同左0円)

	R1		R2	※夫の所得段階は第9段階、妻は第4段階				
夫	<table border="1"><tr><td>事業収入 450万円</td></tr><tr><td>事業所得 300万円</td></tr></table>	事業収入 450万円	事業所得 300万円	事業収入150万円減少 (30%以上)	<table border="1"><tr><td>事業収入 300万円</td></tr><tr><td>事業所得 200万円</td></tr></table>	事業収入 300万円	事業所得 200万円	
事業収入 450万円								
事業所得 300万円								
事業収入 300万円								
事業所得 200万円								

夫：減免額 (計算式) = (106,080円 × 300万 / 400万) × 8 / 10 = 63,648円 ≒ 63,600円

妻：減免額 (計算式) = (56,160円 × 300万 / 400万) × 8 / 10 = 33,696円 ≒ 33,600円

—お問い合わせは—
高齢介護課介護保険班
電話 285-2111
内線 3332・3333